

## 住み慣れた地域で いつまでも安心して暮らせるまちを目指して

超高齢社会が進み、さまざまなサポートを必要とする人が増える中で、在宅生活の重要性は高まっています。

市では、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指して、地域の医療と介護の連携を推進し、広めるための取り組みを行っています。

【問】高齢者サポートセンター総和(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-5920



### ◆在宅医療・介護とは？

在宅医療・介護とは、医療機関や介護施設への通院・通所が困難となったり、慢性の疾患で長期間、医療や介護を受けている人が、入院や施設への入所をせずに自宅で医療・介護サービスを受けることをいいます。

医師・歯科医師・訪問看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士等のリハビリ職やケアマネジャー・ホームヘルパー等の医療職・介護職がチームとなり連携して生活を支えます。

### ◆人生の最期をどこで迎えたいですか？

市民向けのアンケート結果によると、約6割の人が「人生の最期を住み慣れた自宅」で過ごしたいと望んでいるようです。

一方「家族に迷惑がかかるから」「どこに相談したらよいか分からない」などの心配や疑問も見受けられます。



### ◆どこに相談すれば、在宅医療を受けられるの？

まずはかかりつけ医や、医療機関の相談員、担当のケアマネジャーへ相談ください。また、高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)でも、医療や介護に関する相談を受けています。

### ◆市の取り組み

①医療・介護に携わる多職種の連携のために、医療・介護関係者による協議会を開催し、在宅医療・介護に関する課題や対応策の検討等を行っています。

また、多職種向け研修会を開催し、在宅医療に関する勉強会や、顔の見える関係づくりのための交流会を行っています。

②市民向けの普及啓発

市公式ホームページに、在宅医療・介護の地域資源を掲載した「在宅医療・介護マップ」を掲載しています。



また、市民向け講座も開催しています。ぜひ参加ください。



▲古河市在宅医療・介護連携推進研修会

## 市税は納期限内に納めましょう

市税は市民の皆さんが安心して暮らしていくための貴重な財源です。

多くの人が納期限までに納付されていますが、納付が遅れると財政運営に支障をきたすほか、延滞金が生じる場合があります。また、納期限内に納めていただいた人との間に不公平が生じることになります。

大切な財源確保のため、納期限内の納付にご理解ご協力をお願いします。 【問】収納課(古河庁舎) ☎22-5111

### 11月・12月は「徴収強化月間」です ～滞納処分を強化します～

市では、11月・12月を「徴収強化月間」とし、督促状や催告書を送付しても納付しない人や納税相談に応じない人、納付の約束を守らない人などに対して滞納処分(財産の差し押さえ等)を集中的に進めます。

納め忘れの人は納付をお願いします。  
※事情により納期限内に納付できない人は、市役所収納課へ相談ください。

### 財産差し押さえの種類

#### 【給与】



勤務先に給与の支払い等の調査を行います。差し押さえた後、毎月の給与から差押禁止額を除いた金額を滞納している税金に充当します。

#### 【預貯金】



銀行・農協・郵便局等の金融機関に預貯金調査を行います。差し押さえた後、滞納している税金に充当します。

#### 【生命保険】



生命保険会社に加入状況の調査を行います。差し押さえた後、解約し、解約返戻金を滞納している税金に充当します。

#### 【不動産】



市役所や法務局で所有状況の調査を行います。土地や家屋を差し押さえ、公売等で換価し、滞納している税金に充当します。

### 納税相談のお知らせ

通常の開庁時間のほかに、休日開庁および開庁時間の延長を行っています。

場所 市役所古河庁舎(1階)収納課 ※庁舎北側入口からお入りください。

#### ◆休日開庁◆

日時 11月26日(日)、12月24日(日)  
午前9時～正午、午後1時～4時

#### ◇開庁時間延長◇

日時 11月24日(金)・27日(月)～30日(木)  
12月22日(金)・25日(月)～28日(木)  
午後5時15分～7時30分